

第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
(案)について

健康福祉局 子ども家庭部 子ども政策課

計画の法的位置づけについて

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。

ひとり親家庭等自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第3項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 略

計画期間について

計画期間

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

年度									
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

船橋市総合計画 基本構想 (H12～R3)	第3次船橋市総合計画 基本構想(R4～13)
船橋市総合計画後期 基本計画 (H24～R3)	第3次船橋市総合計画 基本計画(R4～13)

第3次船橋市地域 福祉計画 (H27～R3)	第4次船橋市地域福祉計画 (R4～8)	【仮称】第5次船橋市地域福祉計画
------------------------------	------------------------	------------------

第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2～6)	第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画 第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての 計画 (R7～11)
第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (R2～6)	

子ども・子育て会議における第3期計画策定の経過

各会議の主な議事内容

令和5年度 第1回 (R5.8.9)

- ・船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施について（事務局が作成した調査票案を提示）

令和5年度 第2回 (R5.11.16)

- ・船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について（調査の実施について）
（前回会議での意見等をもとに修正した調査票を提示）

令和5年度 第3回 (R6.2.9)

- ・船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について（速報）

令和6年度 第1回 (R6.5.16)

- ・次期計画の策定について
- ・船橋市の子ども・子育てを取り巻く状況について
- ・次期計画の基本理念、基本方針及び基本施策について

令和6年度 第2回 (R6.8.6)

- ・次期計画の現状、課題及び方向性について
- ・次期計画の教育・保育の量の見込みについて

令和6年度 第3回 (R6.10.10)

- ・次期計画の基本施策について
- ・次期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

令和6年度 第4回 (R6.11.15)

- ・次期計画の素案について

子ども・子育て会議における計画策定の経過

子ども・子育て会議委員名簿

令和6年10月時点

氏 名	役 職 等
生田 邦彦	船橋市保育協議会顧問
伊藤 ミチ子	船橋市認可外保育所連絡会顧問
尾木 修介	船橋市私立幼稚園連合会会長
小出 正明	船橋市社会福祉協議会常務理事
児玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長
佐藤 有香 (副会長)	和洋女子大学教授
鈴木 五月	船橋市小学校長会
鈴木 ひろ子	船橋市私立幼稚園 P T A 連絡協議会会長
竹園 公一郎	船橋市保育園父母会連絡会副事務局長
田中 善之	全千葉県私立幼稚園連合会理事
鶴崎 桜子	ふなばしファミリー・サポート・センター (育児) 協力会員
中原 美恵	東洋大学名誉教授
原 綾子	船橋市 P T A 連合会事務局長
古川 綾子	市民委員
星野 孝子	市民委員
松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長
山岸 秀規	船橋市中学校長会副会長
山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長
山本 裕子	青い鳥ホーム施設長
横山 洋子 (会長)	千葉経済大学短期大学部教授

20名 (五十音順)

第3期計画の概要

計画素案
目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1. 船橋市の現状
2. 地区コミュニティと行政ブロック
3. 市民の満足度

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本方針

第4章 施策の展開

- 基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実
- 基本施策2 こどもの健全な育成の充実
- 基本施策3 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実
- 基本施策4 母子保健の充実
- 基本施策5 親子のふれあいの場づくり
- 基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実
- 基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 基本施策8 経済的支援の実施
- 基本施策9 子育てを支援する地域社会づくり
- 基本施策10 児童虐待防止対策の充実
- 基本施策11 仕事と家庭の両立支援の推進
- 横断的施策 こどもの貧困対策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援新制度の概要
2. 新制度における認定区分等
3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第6章 計画の推進

1. 計画の推進に向けて
2. 計画の推進とともに対応を検討する事項

資料編

1. 用語解説
2. 計画策定の体制と経緯（計画書発行時に追加して掲載予定）

第1章：計画策定の背景と趣旨

市町村子ども・子育て支援事業計画

【根拠法】子ども・子育て支援法第61条第1項

- ・国が定める基本指針に即して策定
- ・5年を1期とする
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について記載

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

市町村行動計画

【根拠法】次世代育成支援対策推進法第8条第1項

- ・本計画は、「市町村行動計画」としても位置づけられている。
- ※令和17年3月31日までの時限立法。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第1章：計画策定の背景と趣旨

自立促進計画

【根拠法】母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項

- ・国が定める基本指針に即して策定
- ・母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置について記載

母子及び父子並びに寡婦福祉法(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

【根拠法】こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項

- ・国の大綱や都道府県計画を勘案して作成
- ・こどもの貧困対策について記載

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(都道府県計画等)

第十条

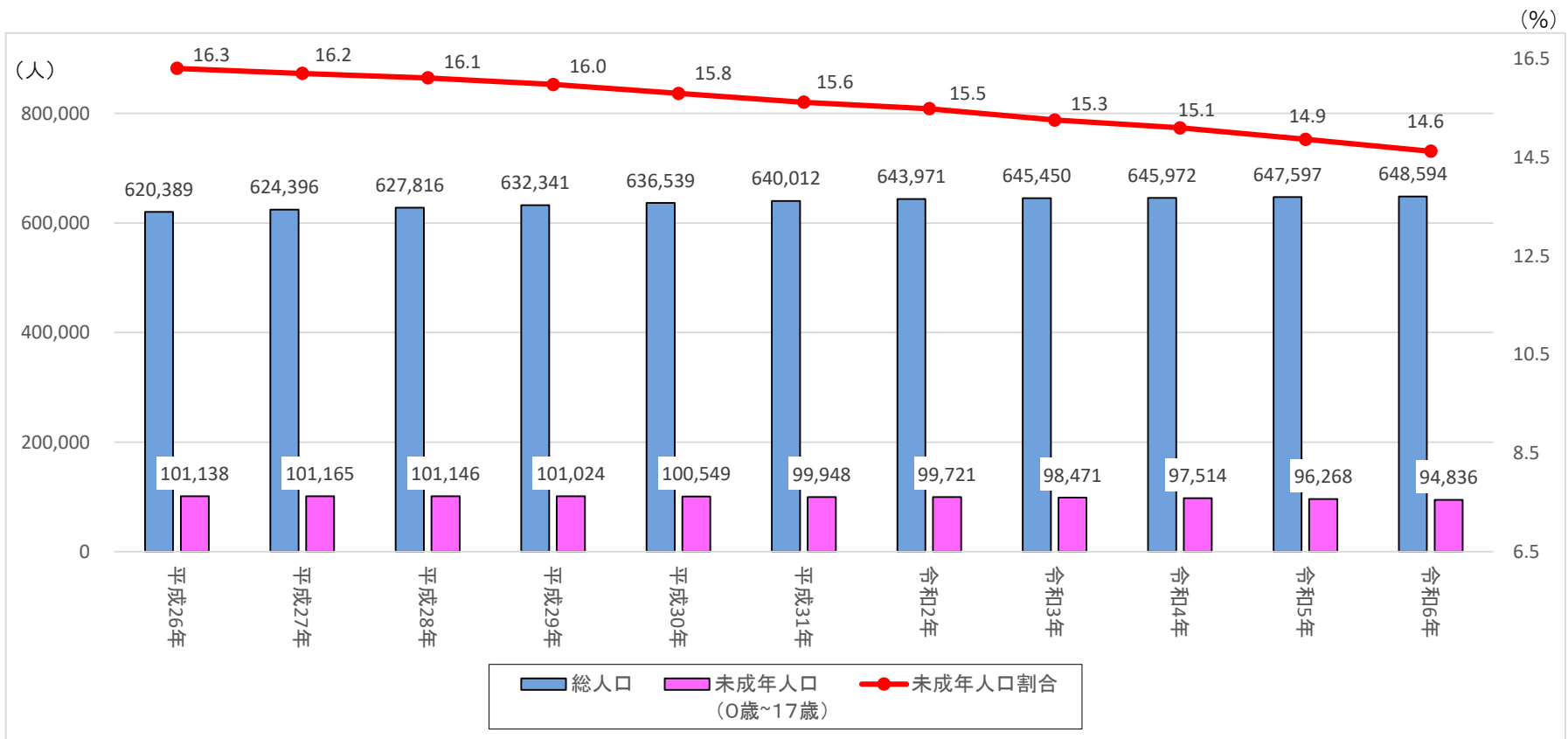
2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第2章：子ども・子育てを取り巻く状況

■ 総人口と未成年人口割合の推移 ■

本市の人口は増加していますが、未成年人口は減少しています。

図表 総人口と未成年人口の推移【船橋市】

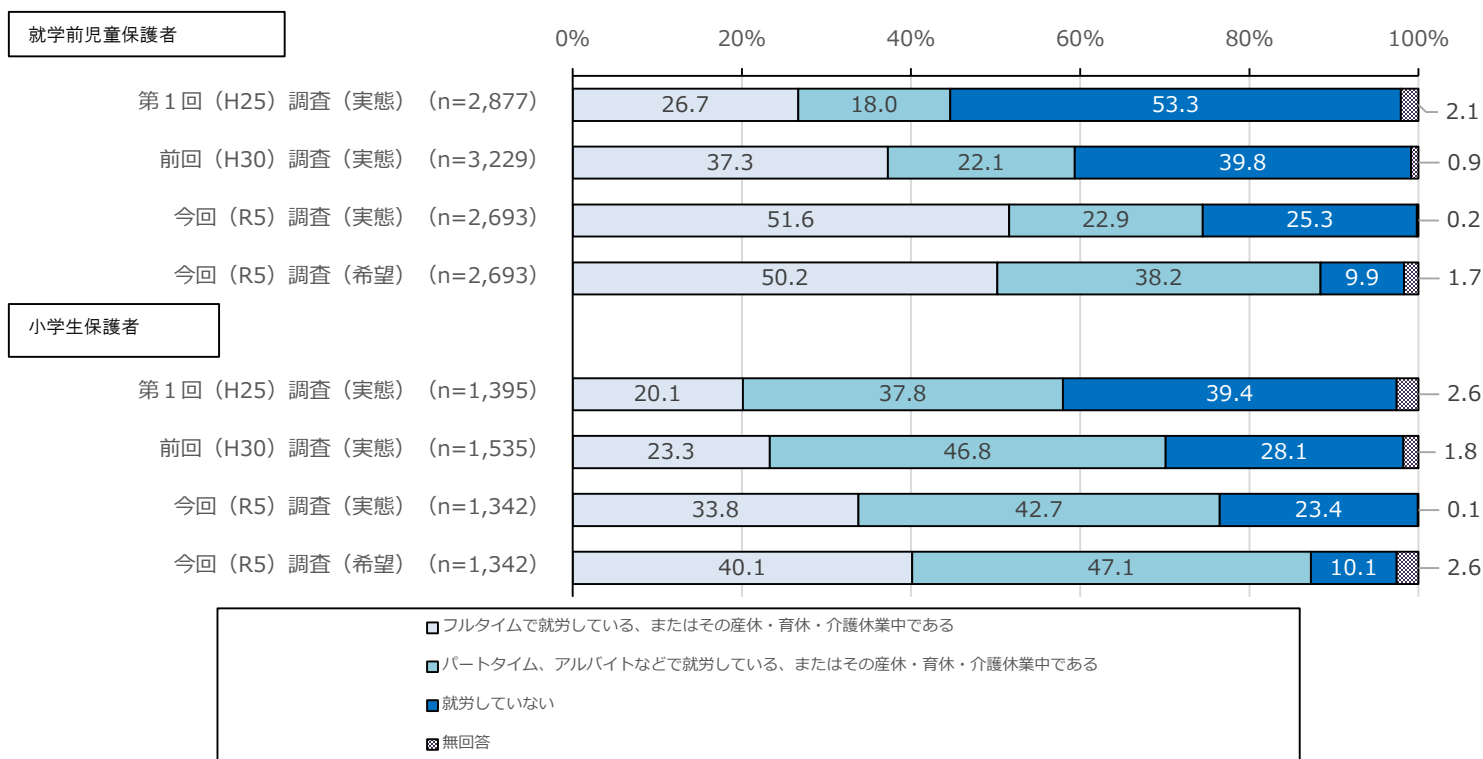


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2章：子ども・子育てを取り巻く状況

■母親の就労（希望）状況■

就学前児童や小学生を持つ母親の就労状況については、平成25年度、平成30年度と、令和5年度に実施したアンケート調査を比較すると、就労している割合が増加しており、今後の就労を希望する割合はフルタイム、パートタイム、アルバイトなどの合計を見ると、実態よりもさらに高くなっています。



資料：平成25年度・平成30年度・令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

第3章：計画の基本的な考え方

基本理念

「子どもの笑顔が輝き、子育てできるまち・ふなばし」をめざして

基本方針

1 こども	次代を担うこども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。	こどもが健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりのこどもが安心して過ごし、きめ細かく充実した教育・保育が受けられる環境を整備する必要があります。 本市では、すべてのこどもが瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。
2 親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。	保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、すべての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。 本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。
3 地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、こどもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。	こどもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、こどもの育ちや保護者の子育てを理解し、支え合う必要があります。 本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、こどもを産み育てやすく、こどもが安心して生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

基本施策

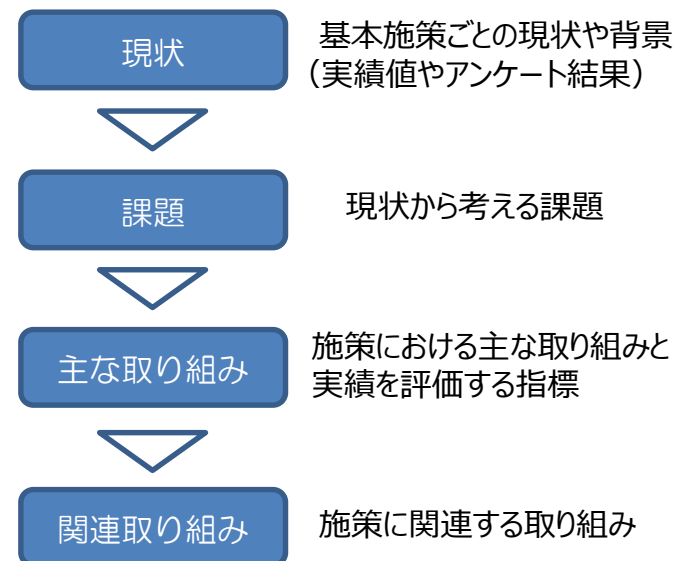
1	乳幼児期の教育・保育の充実	<div style="border: 2px solid #003366; border-radius: 15px; background-color: #003366; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> こどもの 貧困対策 </div> <div style="border: 1px solid #003366; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 全ての基本施策にかかる横断的な施策として実施。 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;"> 全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。 </p>
2	こどもの健全な育成の充実	
3	特別な配慮を要するこどもへの支援の充実	
4	母子保健の充実	
5	親子のふれあいの場づくり	
6	多様な子育て支援サービスの充実	
7	ひとり親家庭等の自立支援の推進	
8	経済的支援の実施	
9	子育てを支援する地域社会づくり	
10	児童虐待防止対策の充実	
11	仕事と家庭の両立支援の推進	

第4章：施策の展開① 基本施策

〈11の基本施策〉

1. 乳幼児期の教育・保育の充実
2. こどもの健全な育成の充実
3. 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実
4. 母子保健の充実
5. 親子のふれあいの場づくり
6. 多様な子育て支援サービスの充実
7. ひとり親家庭等の自立支援の推進
8. 経済的支援の実施
9. 子育てを支援する地域社会づくり
10. 児童虐待防止対策の充実
11. 仕事と家庭の両立支援の推進

各基本施策の構成



第4章：施策の展開② 基本施策

（構成例）基本施策 1 乳幼児期の教育・保育の充実

①現状

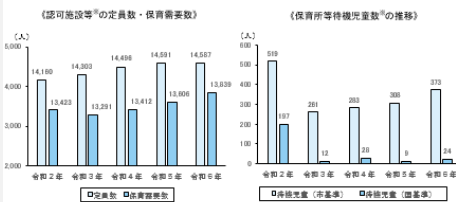
基本施策 1 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

現状

本市の保育所等待機児童数（4月1日現在）は、第2期計画初年度の令和2年度（2020年度）に市基準で519人、国基準で197人となりました。その後女性就業率の上昇などによって、児童人口に対する保育の必要な児童数の割合である保育需要率が増加し続けており、待機児童の解消に向け、保育所などの整備や幼稚園の認定こども園化など、保育の受け入れ枠の拡大や保育士確保に向けた取り組みを実施しました。

その結果、待機児童数は減少傾向となり、令和6年度（2024年度）には市基準で373人、国基準で24人となりました。



③主な取り組み

主な取り組み

● 教育・保育施設等の整備促進

【概要】

教育・保育の需要の更なる増加に対応するため、保育所の整備や、幼稚園からの認定こども園への移行等、教育・保育施設等の整備を促進します。

本市の保育所等待機児童数の大半を占める1・2歳児を受け入れる小規模保育事業については、その安定的な実施を確保するため、教育・保育施設等との円滑な連携（保育内容の支援、代替保育の実施、卒園児の受け皿の確保）を図るとともに、教育・保育施設と連携した運営の確保を踏まえた整備を進めます。

【事業】

- 教育・保育施設等の整備
- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の支援
- 多様な主体の漸制度に参入することを促進するための事業（第5章 129ページ）

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
教育・保育施設等の整備			教育・保育（第5章96～105ページ）

②課題

課題

- 国において令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」を策定し、25～44歳の女性の就業率の上昇に対応するとされています。本市においても女性就業率は上昇しており、保育需要が増加傾向にあるため、今後も受け入れ枠の確保が必要です。
- 入所児童数に応じた保育士を配置するため、保育士の確保も必要です。

④関連取り組み

関連する取り組み

● 教育・保育施設等の入所児童の処遇向上

- 幼稚園運営に対する補助
- 保育所等運営に対する補助
- 認可外保育施設に対する補助

● 教育・保育の質の向上

- 保育所等における評価・研修

● 幼保小の連携の充実

- 職員間の合同研修会
- 園児と小学生の交流活動等

第4章：施策の展開③ ひとり親家庭等の自立の推進

「第1次～第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」から継承した5つの重点施策を設定し、各施策の推進を図ります。

1. 相談機能の強化・情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する支援策について、母子・父子自立支援員による情報提供やリーフレットの配布等による周知を推進するとともに、相談に応じる母子・父子自立支援員の資質向上を図ります。

2. 子育て・生活支援の充実

教育・保育施設等の利用支援、中学生などを対象とした学習支援やホームヘルプサービスの実施等の子育て・生活支援を推進します。

3. 就業支援の強化

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、就職支援講習会等の開催や資格取得・技能習得の支援を行うなど、就業支援の充実を図ります。

4. 養育費確保等の推進

ひとり親家庭等が養育費や親子交流に関する情報を把握し、適切に対応することができるよう、弁護士等による相談や啓発活動を推進するとともに、養育費の取得や親子交流の実施につながるよう各種施策を実施します。

5. 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にいるひとり親家庭等に対して自立や生活の向上のための経済的基盤づくりに寄与することを目的として、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付業務の推進など経済的支援を実施します。

第4章：施策の展開④ 横断的施策～こどもの貧困対策～

子ども・子育て支援事業計画の基本方針をもとに、重要な視点として「こどもの貧困対策」を下記の5つの分野において推進

1. 教育の支援<こども>

経済的理由等の家庭の状況によって教育機会の差が生まれないような環境を整える必要があります。どんな環境下であっても、こども自身が満足できる学習機会の提供や将来を考える場づくりを進めます。本市では、学習サポートを行うほか、学習スペースの提供や、体験格差の解消を図るための機会提供などに努め、こどもが希望する進路選択の支援の充実を図ります。

2. 生活の安定に資するための支援<こども><親・家庭>

社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況におかれてしまうことがないように、生活の安定に資するための支援を実施します。本市では、住宅の確保や相談体制の整備、母子保健の充実やこどもの居場所づくりなど、多様な支援の提供に努めます。

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援<親・家庭>

世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援とともに、家庭で家族がゆとりをもって接する時間を確保できる適正な労働環境の確保につながる取り組みに努めます。本市では、就業支援の充実と経済的自立への支援を通じて、保護者に対する就労支援を行います。

第4章：施策の展開⑤ 横断的施策～こどもの貧困対策～

4. 経済的支援＜親・家庭＞

世帯の日々の生活を安定させる観点から、経済的支援は重要です。こどもの育ちに影響を与える家庭環境を考慮し、金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていきます。本市では、関連する支援と組み合わせ、児童扶養手当や奨学金貸付など、様々な経済的支援などの適切な情報提供を行います。

5. 社会の理解・つながりの強化＜地域・社会＞

こどもの貧困対策の推進に当たっては、社会全体がこどもの貧困に対する理解を深めることが欠かせません。こどもを応援する機運を高め、こどもを支援する環境を社会全体で構築します。本市では、地域活動団体と連携を強化し、子育て支援ネットワークを構築することにより、こどもや子育てを支援する地域社会づくりの推進を図ります。

※こどもの貧困対策に関連する施策のうち、ひとり親家庭等への支援については、基本施策7にて掲載

分野	基本施策		主な取り組み・関連する取り組み
1. 教育の支援	2	こどもの健全な育成の充実	学習機会・学習スペースの提供
			体験機会の提供
			悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援

第4章：施策の展開⑥ 横断的施策～こどもの貧困対策～

分野	基本施策		主な取り組み・関連する取り組み
2. 生活の安定に資するための支援	2	こどもの健全な育成の充実	こどもの居場所づくり
	4	母子保健の充実	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進
			食育の推進
			歯科保健の推進
	5	親子のふれあいの場づくり	親子のかかわり促進のための支援
	6	多様な子育て支援サービスの充実	相談体制の整備・充実
9	子育てを支援する地域社会づくり	関係機関の連携強化	
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	8	経済的支援の実施	経済的自立への支援
4. 経済的支援	8	経済的支援の実施	住宅の確保支援
			低所得者への経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）
5. 社会の理解・つながりの強化	9	子育てを支援する地域社会づくり	子育て支援ネットワークの構築

第5章：量の見込みと確保方策①

保育需要等の推計

(単位：人)

		第3期計画の量の見込み				
		2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
0～5歳 児童数		26,031	25,266	24,808	24,387	24,217
利用率		51.2%	52.5%	53.9%	55.3%	56.7%
0～5歳 保育需要数		13,318	13,275	13,377	13,487	13,739
内訳						
3号	0歳児童数	4,026	4,010	3,998	3,983	3,969
	利用率	19.5%	20.0%	20.4%	20.9%	21.3%
	0歳保育需要数	785	802	815	832	845
	1歳 児童数	4,069	4,037	4,022	4,010	3,994
	利用率	59.9%	61.4%	62.8%	64.3%	65.7%
	1歳保育需要数	2,437	2,478	2,525	2,578	2,624
	2歳 児童数	4,160	4,081	4,049	4,033	4,021
	利用率	64.9%	66.9%	68.9%	70.9%	72.9%
2号	2歳保育需要数	2,699	2,730	2,789	2,859	2,931
	3～5歳 児童数	13,776	13,138	12,739	12,361	12,233
	利用率	53.7%	55.3%	56.9%	58.4%	60.0%
3～5歳保育需要数		7,397	7,265	7,248	7,218	7,339

第5章：量の見込みと確保方策② 保育

3号（0歳）

（単位：人）

市全域	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1
A 量の見込み	785	802	815	832	845
B 確保方策	1,319	1,334	1,349	1,364	1,379
B - A	534	532	534	532	534

3号（1歳）

市全域	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1
A 量の見込み	2,437	2,478	2,525	2,578	2,624
B 確保方策	2,447	2,506	2,556	2,606	2,656
B - A	10	28	31	28	32

3号（2歳）

市全域	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1
A 量の見込み	2,699	2,730	2,789	2,859	2,931
B 確保方策	2,798	2,860	2,913	2,966	3,019
B - A	99	130	124	107	88

2号（3～5歳）

市全域	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1
A 量の見込み	7,397	7,265	7,248	7,218	7,339
B 確保方策	8,083	8,119	8,155	8,191	8,227
B - A	686	854	907	973	888

計画期間における 確保方策算定の考え方

▶ 3号認定子どもの本計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である保育所、認定こども園の整備と特定地域型保育事業である小規模保育事業の整備で対応します。

▶ 2号認定子どもの本計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である保育所、認定こども園の整備で対応します。

第5章：量の見込みと確保方策③ 地域子ども・子育て支援事業

(市全体)

事業名等			R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10(2028)	R11 (2029)	単位	
(1)	利用者支援事業	基本型・特定型・こども家庭センター型	量の見込み	11	5	5	5	5	か所
			確保方策	11	5	5	5	5	
	地域子育て相談機関	量の見込み	8	12	16	20	24	か所	
		確保方策	8	12	16	20	24		
(2)	延長保育事業		量の見込み						人
			確保方策	6,676	6,654	6,704	6,760	6,886	
(3)	放課後児童健全育成事業 (放課後ルーム)		量の見込み	6,178	6,249	6,375	6,381	6,366	人
			確保方策	6,091	6,310	6,477	6,536	6,920	
(4)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)		量の見込み	469	472	475	478	481	人
			確保方策	需要の多い休日の利用枠の確保、社会情勢に応じた柔軟な利用枠の確保					
(5)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		量の見込み	4,026	4,010	3,998	3,983	3,969	人
			確保方策	実施体制：妊産婦・新生児訪問指導員（助産師）、赤ちゃん訪問員（看護師）、地区担当保健師					
(6)	養育支援訪問事業		量の見込み	26	28	30	32	35	人
			確保方策	訪問員（助産師等）を派遣する					
(7)	地域子育て支援拠点事業		量の見込み	144,694	140,430	137,873	135,528	134,580	人
			確保方策	23	23	23	23	23	
(8)	一時預かり事業	①A 幼稚園型Ⅰ等	量の見込み	212,598	214,929	217,285	219,666	222,074	人
			確保方策						
		①B 幼稚園型Ⅱ	量の見込み	5,259	5,259	5,259	5,259	5,259	人
			確保方策	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	
		②A 保育所等における一時預かり事業	量の見込み	19,189	18,625	18,289	17,978	17,852	人
			確保方策	27,919	27,919	27,919	27,919	27,919	
		②B ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	量の見込み	9,744	10,626	11,588	12,637	13,781	人
			確保方策						
		②C 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	量の見込み	129	132	134	137	140	人
			確保方策	需要の多い休日の利用枠の確保、社会情勢に応じた柔軟な利用枠の確保					

第5章：量の見込みと確保方策③ 地域子ども・子育て支援事業

(市全体)

事業名等			R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10(2028)	R11 (2029)	単位	
(9)	病児保育事業	病児・病後児対応型	量の見込み	2,003	2,012	2,043	2,050	2,077	人
			確保方策	6,867	6,867	6,867	6,867	6,867	
			実施施設数	5	5	5	5	5	か所
		体調不良児対応型	量の見込み	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	人
			確保方策						
			実施施設数	79	79	79	79	79	か所
(10)	ファミリー・サポート・センター事業（就学児 低学年・高学年 合計）	量の見込み 確保方策	2,761	2,753	2,746	2,740	2,733	人	
(11)	妊婦健康診査事業	量の見込み	受診票交付者数	3,950	3,934	3,922	3,907	3,894	人
			健康診査回数	47,795	47,601	47,456	47,275	47,117	回
		確保方策	実施場所：千葉県内・県外医療機関及び助産所、実施体制：医療機関及び助産所に委託 実施時期：通年実施、検査項目：国が定める標準的項目						
(14)	子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	16	17	18	19	21	件	
		確保方策	訪問員（ヘルパー等）を派遣する						
(16)	親子関係形成支援事業	量の見込み 確保方策	19	21	23	25	27	件	
(17)	産後ケア事業	量の見込み 確保方策	1,907	1,892	1,881	1,867	1,853	人日	
(18)	妊婦等包括相談支援事業	量の見込み 確保方策	8,543	8,541	8,540	8,487	8,456	回	
(19)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳児	量の見込み	42	42	41	40	40	人日
			確保方策	10	16	24	32	40	
		1歳児	量の見込み	52	50	48	46	44	
			確保方策	10	18	26	35	44	
		2歳児	量の見込み	46	43	40	37	35	
			確保方策	10	14	21	28	35	

※（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業、（13）多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業、（15）児童育成支援拠点事業については、量の見込みと確保方策の設定なし

第6章：計画の推進

計画の推進に向けて

- ・本計画第4章の各基本施策の取り組み及び第5章の確保方策については、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その内容を子ども・子育て会議に報告し、公表する。

計画の推進とともに対応を検討する事項

- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行う。
- ・就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合又は供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや、定員を引き下げること等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討する。
- ・こども基本法に基づく市町村こども計画を策定する場合、これを関連計画として位置づけ、本計画と相互に参照し合うことを、必要に応じて検討する。